

平成14年度 第1回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成14年4月25日(木) 午前10時から11時30分まで

場 所 宮城県行政庁舎 11階第2会議室

出席委員 遠藤恵子委員, 大塚真実委員, 大友玲子委員, 小田中直樹委員, 喜多正行委員, 香坂閑子委員, 小林純子委員, 佐藤啓子委員, 佐藤仁一委員, 竹口公子委員, 長谷川公一委員, 槇石多希子委員, 結城美智子委員

欠席委員 佐藤博信委員, 増田隆男委員

次 第

1 開会

2 あいさつ(要旨) 宮城県環境生活部長 遠藤正明

昨年8月に男女共同参画条例が施行されました。これから条例の中で規定されている計画を策定することになりますが、素案については槇石先生が中心となり、いろいろ意見をいただいてこれからとりまとめの作業という段取りになっております。男女共同参画というのは、わかっているようでわからない言葉で、法律制度の面では大分整備されてきていますが、国の仕事ということもあり、一方地域や家庭での社会慣行や意識にも関わります。また男女雇用機会均等法が施行されていますが、職場などいろいろな障壁が残っています。特に女性においては、職業生活等から見れば、少なからず、ハンデ、こういう言葉が良いか悪いかは別として残っております。社会でご活躍いただくための様々な条件整備をどういうふうにしてやっていったらいいのか、大きな問題と考えます。また男女の差別・区別、こういった議論。まさに合理的な区別はやはり大事であり、きちんと価値観・制度の中に残すべきであるだと思いますが、差別は撤廃しなければなりません。そういった議論もあるわけで行政がどういう面で男女共同参画社会の実現に関わりを持つかということですが、行政側の役割と限界をある意味では意識しなければならないと思います。特に意識・価値観の問題で非常にデリケートな部分があります。まだまだ普及啓発運動をやる場合、我々行政がどの辺まで踏み込んだらいいのかということも十分意識しなければなりません。そういった時に、やはりNPOの皆さんが自由に柔軟な発想のもと、様々な意識啓発活動においてそういったメリットを発揮していただければと思います。行政に限界があるゆえ、そういう面でもNPOの活動が非常に重要になってくるのではないかと思います。いずれにしても非常に広範な課題を抱え、また多様な意見がございますので、十分にご意見等ご披露いただき整理していただきたいと思います。こういった基本計画というのは県の長期総合計画といった格好になりがちです。特に男女共同参画基本計画においては、広範な課題と多様な意見が一杯あるものですから、それを整理しながら、ある程度網羅的にならざるを得ないのかなと思います。一般的にはそれでもよろしいかと思いますが、行政が施策として推進する場合、何が骨になるのか、その辺のところもやはり、

3本か5本の骨太の基本的な骨子、取り組み指針というものを捉まないと、意識啓発やその他の面では広範な課題に取り組む際に、ある程度の広範性と施策としての収斂性がないと、実行のある計画の推進ができないので、委員の方々に念頭においていただきながら、取りまとめていただければと思います。今日は新任の委員として、竹口委員にお出でいただいておりますが、この問題につきましては国の責任だとか県の責任だとか言わないで、法律上は国の権限に属することもございますが、普及啓発運動については県も条例を作って推進するわけですから、国の所管のことであっても県も連携し、実体的に行って参りたいのでよろしく御指導願います。基本計画は2010年を見据えて、作って参りたいと思います。よろしく御審議願います。

3 竹口委員に委嘱状交付

【事務局】 それでは、新しく委員になられた竹口委員と今回初めて御出席の小田中委員に、一言ずつ御あいさつをお願いします。

【竹口公子委員】 皆様おはようございます。前任は長野から参ったところでございます。着任早々、女性労働者から大変いろいろ問題を持ち込まれまして、そちらの解決に力を取られまして、県内の状況につきましてはまだ勉強する段取りになっておりませんが、今日はあわてて条例など初めて読むなど準備不足ではありますが、活発な意見交換や計画が良いものとなるよう私も努力してまいりたいと思います。

【小田中直樹委員】 前回所用で出席できず申し訳ございませんでした。娘が2歳で今、無認可保育所に通わせておりますが、そういった関係で保育行政と男女共同参画社会の考えについてお聞きしたいと思い、公募委員として参加させていただきました。専門も異なりますし、こういう場も初めてですので皆様方の御高説をお聞かせいただきながら、勉強させていただきたいと思います。

【事務局】 それでは議事につきまして、遠藤会長をお願いいたします。

【遠藤恵子会長】 お久しぶりでございます。昨年12月に第1回の審議会が開催されてから、部会の方では大変ご苦勞なさって、この骨子案まで作成していただきましたが、私どもとしては第2回目ということで、これから議論になるかと思えます。さきほど遠藤部長さんからもごあいさつがありましたが、生活環境というのが大事な施策、部分であるというお話でしたが、全くそのとおりで県の長期総合計画の中に「新しい生活文化の創造」ということが謳われていますが、それが正に男女共同参画とか環境ですとか、そういうことを大事にしてやっていくという非常に重要な部分であると、それについて行動計画を具体的に実施していくための行動計画を作っていくということで、慎重かつ大胆に議論を進めていけたらと思っております。それでは、部会長さんに部会でのこれまでの審議の

経過だとか、骨子案についてご説明していただいて、その後皆様のご意見をお聞きしたいと思えます。

【榎石多希子委員】 まず部会は3回行いました。3回行った中で関係の教育委員会、保育行政、農村漁村の取り組みなどを伺いながら、検討を行って参りました。その検討結果がここにあるわけですが、そのところを少し、ゆっくりお話ししたいと思います。趣旨と期間は、ともかくといたしまして、取り組みのところですが、条例第1条に規定されていること及び条例第3条の6つの理念を踏まえて、計画を検討しているところですが、特に、私達の委員5名おりますが、個々の方の声を盛り込むときに、I-3の「計画への取り組み」の下の方に書かれてあります「自立した男女が個人として尊重され」という自立という言葉の特に入れたんだという検討がまずありました。6つの柱を立てるということで、別な言葉で言えば、基本的課題といってもいいと思えますが、なぜ6つにしたかを申し上げますと、6つの柱は1番から6番までに掲げているように、社会全体とか家庭とか学校とか、農林水産、地域・国際というようなある意味では日常性あふれる言葉だと思えます。もうちょっと言えば、ややクラシカルな切り口かなとも思えますが、施策の方向が見える形にして6つの基本的な課題で柱を立てました。特に御審議いただきたいのは、こういう柱の立て方でいいのかということをございます。詳しく申し上げますと、まず、II「男女共同参画の推進のための施策」の第1の柱「社会全体における男女共同参画」という基本的課題の中身として、そこにあげました方針の中で3つの施策を掲げております。まず、「政策・方針決定過程への女性の参画」、2番「性別による役割分担意識の解消」、3番には「メディアにおける表現・県広報の表現」のチェックとここの施策の方向を「社会全体における男女共同参画」という柱を立てました。次に第2番目の「家庭における男女共同参画」という柱です。ここも4つの施策の方向を立てました。特に家庭と職場の両立という言い方を国でも県でも理念を掲げておりますが、ここでは家庭にウエートを置いて、基本的な目標や理念を出した施策の方向ということをございます。1番目に「家庭における男女共同参画」、2番目に「男女間における暴力の根絶」、3番目が「生涯を通じた健康づくりへの支援」ということで健康面を掲げました。4番目の「子育て・介護支援」というところでは、多様な子育て支援ということですが、主に家庭におけるというところにウエートを置いて展開しようとする施策の方向ということでした。次に3番は、学校という領域における男女共同参画を基本的な課題としたものですが、そこでは人権尊重の精神ということを前面に打ち出し、施策の方向を3つ立ててみました。1番目が「公立学校における男女共学化」、前のプランの時から重点的な課題にしている問題、2番目が「男女平等教育の推進」、3番目が「健康教育」、性教育だけではない大きな枠組みにおける健康教育への取り組みを施策の方向性として立ててみました。次に、家庭、学校、職場と来るわけですが、第4番目の「職場における男女共同参画」を基本的な課題として、両立できるような環境の整備ということでした、ここでは3つ施策の方向を立ててみました。1番目が「職

場での男女共同参画の推進」、2番目が大きな課題ですが「子育て・介護支援」、まさに両立支援の子育て・介護支援ですが、ここでは保育行政の説明など受けましたので、少し細かいことが書いてあります。3番目が「職業能力開発の支援」、これは男女共同参画を目指した計画ですが、女性に力点に置くことを念頭に置いた施策の方向を3番目に置いた。第5番目の柱は「農林水産業・商工自営業における男女共同参画」という基本的な課題ですが、これは職業に属する項目に入れるべきかということもありましたが、独立させようということにしたものです。ここにおいては、農山漁村の取り組みは指標など作られており、かなり完成されたものがありまして、そこを取り込もうということで、我々委員の中でも検討する能力の限界もありまして、このようなレベルで抑えておきました。第6番目ですが、地域ということも社会全体ということに含まれるべきかと思いつつも、地域それから大きく国際社会ということも念頭に置きまして独立させました。特にここだけサブタイトルがついてまして、全体的なトーンの整理ができておりませんが、「新しい生活文化の創造」という文言を入れたのは、長総も含めて前回のプランの展開を鮮明にするということで、とりあえずサブタイトルを入れました。そこでは、地域、それからNPOのコラボレーションと申しますか、国際交流等の国際的な視野も入れ、独立させて、6つの柱を立てました。柱の立て方自体が、先ほど申しましたとおり、ややクラシカルな印象を持られるかもしれませんが、審議いただき、さらに（ ）の部分に加えるべきもの等あればいろいろご意見いただきたいと思っております。

【遠藤恵子会長】 前回の行動計画との関係を補足していただけますか。

【榎石多希子委員】 前回の基本計画を作った時に、特に重点項目を4つほど設けました。今回の骨子案では、私なりの解釈で言えば、各領域の（1）に重点項目を敢えて言えば集中させていると考えていただきたいのですが、しかし、前のプランの重点項目を今回のところで鮮明に出すには、もう少しきちんとした立て方があるかもしれません。ただし、今回、学校における男女共同参画を少し部会では強く押し出したり、地域というところでは、「新しい生活文化の創造」は前のプランから取ってきたものですが、前のプランの展開をみたり、農林水産業・商工自営業のパートナーシップという言葉も、条例に書かれておりますので、条例や前のプランをかなり展開したものが部分部分には押さえてあります。特に学校教育のところには、私の個人的な意見のところでも申し上げますが、そういうふうに捉えていただきたいと思っております。

【小田中直樹委員】 行政の方にお伺いしたいのですが、条例があり、基本計画がありということで、この下に何かぶら下がるということですか。

【遠藤恵子会長】 具体的に実施計画のようなもの、施策が年度毎のものがあるというこ

とになると思います。

【小田中直樹委員】 それから、基本計画は、県に対して一定程度の強制力があると考えてよろしいですか。

【遠藤恵子会長】 といいますと。

【小田中直樹委員】 先ほど榎石部会長が具体的な内容に踏む込みということでしたので、一定の強制力・拘束力を持つと考えてよろしいでしょうか。

【遠藤恵子会長】 拘束力・強制力とは。私のイメージと小田中委員のイメージと同じかどうかわかりませんが。

【小田中直樹委員】 例えば、「県女性職員の管理職への登用」とありますが、具体的に数値を決めて、40%、50%と審議会委員の登用率を仙台市では決めていると思いますが、達することを強制するとか義務付ける性格を持つ基本計画になるのでしょうか。

【遠藤恵子会長】 としたいと思います。

【小田中直樹委員】 それから、3点目ですがフォローアップ、実施状況それからフィードバック、そういったことについてのシステム化についてどう考えていますか。県の方にお聞きしたい。

【事務局】 担当の小松です。課長不在なので御容赦いただきたいのですが、強制力というニュアンスがあれなのですが、どちらかと言えば目標的なものというふうにお考えいただいた方がよろしいのではないかと思います。内部的では強制力を持った目標も出てくるかと思うが、県民の皆様に対しては、こういう方向でということでの目標というようにお考えいただければよろしいかと思います。

【遠藤恵子会長】 補足しますと目標ではありますが、絵に描いた餅になってはいけませんし、必ず予算を付けるとかですね、その程度のことはいたします。フォローアップについては、計画に何らかの形で盛り込まれると思いますが、条例の中でも位置付けていたように思いますが。榎石部会長からお答えしていただいてよろしいですか。

【榎石多希子委員】 条例で言えば、相談及び苦情処理と部分ではありますが、計画に即して言えば、評価をいかに見える形にするか。これは平成22年を目標にしているのですが、

進捗状況を8年間の3等分のところでみていくかと、目標なので強制力はおそらく働かないんですが、予算化の実現に圧力をかけるつもりで、評価に我々がどこまで関われる状況なのか判らないけれども、もしかしたら、計画自体に盛り込むことをここで御提案いただいても、よろしいかと思えます。

【遠藤恵子会長】 推進体制のところで評価をきちんと書きこんでいただければ、よろしいかと思えます。ほかにありませんか。

【大塚真実委員】 まず、3番の「男女が均等に」という言葉があるんですが、均等という言葉が適しているか疑問です。どちらかというのと対等という方が適していると思えます。それが均等にであるのであれば、例えば、小田中委員がご指摘された「県女性委員の管理職への登用」のときに、女性が4割しかいないのであれば、管理職への登用も4割という意味あいでは均等という言葉が使われるのではないのでしょうか。学問的にはわかりませんが、言葉から受けるニュアンスとして不適當ではないかと思えます。そして、この文章、五人の部会のみなさまご苦労様でした。大変シンプルにわかりやすく、まとまっていて、私がみてもよくわかる。6つの柱の前に「自立した男女」は大事だと思うが、6つの柱の一番の「社会全体における男女共同参画」のなかで、今の保険法によりますと、サラリーマンの奥さんは扶養家族ということで、どうしても男性の傘の下にいる養われているものという立場があるので、これを撤廃しないことには「自立した男女」というのがなくなる。各家庭のなかで男女共同参画というのがありますので、各家庭の中で男性は外で働いて給料をもらう立場、女性は家庭内で仕事をする立場というのを、一戸の家庭の中における男女共同参画という形をきちっと確立した上で、社会に参画する場合は、外で働いていようが、家庭で働いていようが別として、社会に対しては一員として保険も払うような、扶養家族ではないということを含んでいかなければ、いつまでたっても、扶養家族という言葉がある以上は、自立した男女の存在にはならないと思えます。仕組みとして生かせるような、主婦が悪いとか、そういうことではなくて、それは家庭のなかの問題、役割分担だと思えます。主婦でも自立した社会の一員となる社会の仕組みを作っていかないと、これこそが絵に描いた餅になってしまうので、盛り込んでほしいと思えます。

【遠藤恵子会長】 ありがとうございます。均等という言葉は、条例に書いてあるそのままなので、ここでどうにかなることではないのだけれども、2番目の点につきましては、遠藤部長のあいさつにもありましたが、果たして県の行動計画のなかでどこまで実現できるかということについては、具体的に提案していただければと思えます。国の年金などは、国の施策の問題ですので、県の計画の中でどういう形で取り組んでいったらいいかは、難しいところです。部会長さん、どうぞ。

【榎石多希子委員】 今伺っていて、主婦が自立していくシステムを構築していかなければ、実体が伴わないということだと思いますが、今遠藤会長がおっしゃったとおり、国の大きな法制度の中のものをどういう形で盛り込めるかわからない。わからないというよりも文言ひとつを入れるのは簡単かも知れませんが、それを県の具体的な施策のなかで、特に事業単位の中でいうと。他の専門家がいらっしゃるようなのでお伺いしたい。

【遠藤恵子会長】 それでは、竹口室長さん。自治体ではどういうことをしたらいいかという、もし何かありましたら。

【竹口公子委員】 この問題につきましても、各方面からいろいろ指摘されておりまして、女性少年問題審議会でも、もうすでに平成5年の時に、各関係大臣にそういうものを撤廃して中立な税制等にすべきであるというような建議を出しておりますし、21世紀のわが国の在りようは男女共同参画型社会で行くということで、その中で何を直していったらいいかについて、保険料の負担についても、どうすべきであるという意見が出ていたと思うのですが、政府税制調査会でも検討が始まっているという段階です。そして本当に進めるために県が何ができるかという、議会で議決するとか、この審議会で宣言、アピールするというか、形あるものとして、声を出すことが有効かとは思いますが、具体的にはちよつと。

【遠藤恵子会長】 ありがとうございます。場合によりましたら、計画のどこかに国への要望を入れ込むことを検討していくということによろしいでしょうか。

【大塚真実委員】 国の政策のベースと違ってくるとことは多々出てくると思う。遠藤先生がおっしゃったように国に提言していく。あるいは、今日テレビでやりましたが、夫婦の苗字の問題。まだ、解決してませんが、例えば県の条例で夫婦別姓でもいいなど作れるものなら作ってやってしまうとか、例えば戸籍そのものは変えられないまでも、通称運用をオーケーにするとか、先駆者的なことを宮城県からやって、年金とか保険問題などについても、実施はまだ具体的にはできないにしても、やれなくてもいいけど、方向を打ち出していく。言い出した者が勝ちではないけど、そうしないと社会は変わらないと思う。今の法律で出来ないからやらないではなくて、ないものを変えていく。宮城県が男女共同参画の全国の先進国になるくらいの意気込みでやっていただきたい。とりまとめよろしくお伺いしたい。

【遠藤恵子会長】 ちなみに宮城県は通称使用は認めていたように思いますが。ただ戸籍法はどうにもなりません。

【小田中直樹委員】 今の発言は大変いい発言だと聞いていました。今朝、国の男女共同参画会議専門調査会で主婦の特別控除130万円について、あれは撤廃せよという提言が出まして、実現する方向に多分なるのかと思いますが、その場合一般サラリーマンにとって増税になるので、うちもそうなのですが、「反対が強いであろうが、基本的にはそうなるだろう」との記事が出ておまして、私も大塚委員の発言に賛成なのですが、行政の担当するセクションで県でできること自治体として可能なこと、条例レベルで通称使用など、できることできないことを是非資料にまとめておいて、提出していただければ議論が出来るのかなという印象を受けました。それから、榎石部会長から自立した男女ということを強調され、大塚委員も着眼されたわけですが、自立した男女と書かれますと、それでは自立していない人はどうなのか、障害者や未成年者とか、ここは文言ですが、男女が自立するということに変えていただきたい。すべての男女が自立できるような環境を整えるのが、むしろ新しい社会の在り方と考えているので、その辺のところをご考慮いただきたい。

【遠藤恵子会長】 ありがとうございます。私もそのところは、高齢者の問題などがあり気になっていました

【小林純子委員】 柱が6つありまして、社会、家庭、学校、職場となっているのですが、現在、家庭・家族というのは何なのかというところから問わなければならないと思います。新しい家族のあり方がいろいろある中で、こういう分け方がいいのか疑問なのと、男女間の暴力の根絶、健康確保対策が家庭のなかに入ってますが、例えば性犯罪とかセクハラ、ストーカーなどの問題、リプロダクティブ・ヘルス/ライツなどの観点など家庭のなかに関じ込められてしまっている印象があるのですね。ですから、社会の中で取扱わなければならない問題と思うので、その辺大枠の社会を傘の方に持ってきて、家庭なり職場なりで特に取り組まないとならない諸問題とした方がいいのではないかと考えました。

【遠藤恵子会長】 大変、建設的な提案というか対案をいただきましたと思うのですが、榎石部会長さん何かありますか。

【榎石多希子委員】 セクシャル・ハラスメントについては、職場のところ男女雇用機会均等法の普及促進のところ、きちっと入っておりますので、細かいところは今日お渡しした資料は入っているものと入っていないものがあり、ばらばらで見えにくいと思いますが、おっしゃるとおりで、それは一応4番の(1)のところ、検討している課題としていますが、今おっしゃった、柱の立て方自体については、家庭や家族の概念はどうなんだ、変化していることについてどうなんだということについては、柱についてもご意見なので伺いたいと思っております。

【小林純子委員】 今職場の方だけお返事がありました。要するにセクシャル・ハラスメントは、職場だけでなくありとあらゆるところで起きるわけですね。こういうふうな場所で分けてしまうと。そういうものに晒されている女性の立場を社会的な位置付けにしていった方がいいのではないかという意見です。

【大塚真実委員】 小林さんの意見を聞いて思ったのですが、6つの柱に関して読みやすいと思ったが、社会は全部入るので社会全部含めた中にその中でさらに5つを強調するとした方が表現としてはふさわしいと思いました。5番の「農林水産業・商工自営業における男女共同参画」の中の(2)の起業支援に関しても、私も起業支援のNPOを立ち上げているので気になったのですが、起業支援に関しても、農林水産業や商工自営業に関してだけに言えるのではなくて、今は学生の働き方の中にも起業もあるし、今後家庭の問題でもサラリーマンの130万円の控除がなくなれば主婦の起業もありえるので、大きな枠組み、社会の中で取り入れる形にした方がいいのではないかと思います。

【遠藤恵子会長】 いただいたご意見は部会の方で揉んでいただくことになるかと思うので、一つ一つお答えいただかなくてもいいですね。せっかくなささんの委員さんがご出席ですので、皆さん一言ずつお願いしたいと思います。

【結城美智子委員】 健康・看護・保健・医療などの立場で発言させていただきたい。槇石委員から、3番の学校におけるということの特徴づけたいというお話があり、とても賛成したいと思います。特に意見を申し上げたいのは、健康教育のところでございまして、そして単なる性教育だけに終わらず、生きるという広い視点で捉えたいということにも賛成で是非そうあってほしいと思います。2点目の養護教諭の活用でございますけれども、これは実施計画のなかで少しでも反映させていただきたいという、わずかな望みなのですが、現在の養護教諭は女性だけで、保健室の先生というイメージで活用されていると思うのですが、看護学部で養護教諭になりたいと希望する男子学生が多くいます。利用する立場から考えますと、青少年とか思春期の男子学生が男性に相談したいという立場があります。そういう時に県内の学校で男性の養護教諭はおりません。どんどん学校の中で複数担当制ということで進められておりますが、それでも女性だけとなっております。同じような状況が保健婦の中で状況が変わっていますので御紹介させていただきます。平成6年に職業として保健師を選んでいいとなりました。制度として採用してもいいというようになりました。私が昨年、全国の自治体を調査した結果、現在男性の保健師が働いているのが全国で81人ぐらいです。かなり正確な数字に近いと思います。そのなかで制度が始まってすぐ男性保健師にアンケートしたところ、自分たちは門戸が閉ざされている。地域で働いてみると、住民の方は生まれた子供から高齢者まで男性の保健師に相談したいというアピールがあるということが自分達の自信に繋がっている。ということになれば、学校であ

っても、男性であっても女性であっても、相談する人を選んでいいと思うんですね。現在は女性しかいないけど、是非宮城県で男性の養護教諭を採用していただきたい。全国で一番最初にやればすごく注目されると思います。

【遠藤恵子会長】 それでは順番にお願いしてよろしいでしょうか。

【竹口公子委員】 私の認識不足かもしれませんが、この基本計画で実際の推進体制の具体的なことが見えない感じがします。ここに着任して、男性のみの雇用を認めろという記事が2件も出まして、頭をが一んと叩かれたような感じなのですが、8年間ということで、2010年にはかなり全国的に男女共同参画社会が出来上がってくると思いますし、実行段階になっているわけですが、やっぱり意識の啓発というものも引き続き重点でやっていくことが必要であると思います。「性別による役割分担意識の解消」のところで啓発事業ということで「参画の日イベント」という例をあげてありますが、県民全体での学習体制というようなものを仕組んで取り入れていくことが必要かと思います。行政だけではやりきれないものなので、女性団体、ボランティアとかNPOの力を借りながら、連携しながら、またコーディネートしながら地域の末端まで業界単位等で共同参画について勉強する機会を組織的に仕組む必要があると思ってまいりました。

【榎石多希子委員】 そのことについてですが、さっき個人的なという言い方をいたしました。教育のところで男女平等推進校の指定みたいなものを出したり、せっかく県立大学がありますから、そこで具体的にジェンダー教育がどうなっているか存じ上げませんが、公開講座などを展開するなどを打ち出すと、6番のところの(2)地域における男女平等教育・学習機会の拡充ということは盛ってありますし、今申しました男女平等推進校の指定なども出来れば、学校教育の中に打ち出したいと個人的な私の思いだったので、今回の中には盛りこみませんでした。

【遠藤恵子会長】 まだ骨子案の段階ですので。竹口委員の意見は社会教育・生涯学習の点でもということですね。

【佐藤仁一委員】 本当に部会の方々ご苦労様でした。私が自分なりに気づいたのが、小林委員、大塚委員とだぶってますが、いわゆる社会の変化とその変化に対して阻害している要因を謳うべきではないかと思いました。その中で6項目と言いますか6本の柱が出てきて、社会というものあるいは職域的な事例というものが整理されてくると思います。社会の変化と阻害している要因をしっかりとさせないと、よく計画の時に言われるように実効性が高められるのか、絵に描いた餅になってしまうということが出てくる。2つ目はこれらを推進する時の問題として行政が計画を立てても、実行性を行政がどう関係づくって

くか、県民がどう評価していくか。実践していくのは県民なので実践可能な県民の意識をどう上げていくか。だから、社会の変化とその変化に対して阻害している要因を抽出してあげないと、県民がそれぞれの職場、家庭で地域での生活の中で、それに対する自分の行動プログラム、意識が出てこない。そこのところは、大きなⅠⅡⅢのなかで何番目かのところで、社会の変化と阻害要因を謳うべきだと思っています。その中に国際的な視野というのを是非入れていただきたい。結婚問題を含めて今やいろいろな多民族な国家形成になって来ました。文化もそれに伴って異文化の中でそれぞれ価値観を求めることになってきました。これを日本社会・宮城県も持っていなければならない。これが言いたいと思ってきたことです。

【佐藤啓子委員】 部会の中で意見を出したり作った側なのですが、ここまで来るのに何回か集まってやりましたが、今日の審議会で皆さんのすばらしい意見がたくさん出てさらに中身がよくなるのではないかと思います。皆様の意見が反映できるような形に再度考えたいと思っております。私の中でも今後の展望が開けてきたというか、そういうイメージで考えております。

【小林純子委員】 共学化の問題はなかなか手ごわいと思うんですね。この辺作戦が必要かと思えます。高校生自身も賛否両論がある中で、この前に一段階啓蒙的な事業が必要かなとも思えます。二番目の平等教育の推進などは、学校の中でなされるわけですが、同窓会など手ごわい方たちを相手にする時にも少しこの前に事業が必要かと思えます。

【香坂閑子委員】 3点ほどございます。一つは「政策・方針決定過程への女性の参画」の中で産業団体の役員への女性の就任要請という文言がありますが、どういうものを指すのかなと思いました。たぶん産業団体というのは、農業協同組合、漁業協同組合を指すかと思えますが、JAでも女性の役員の就任を進めているが女性の組合員自体が少ない。15万人のうち女性が2万人しかいません。役員の就任要請も大切なことですが、その前に女性が組合員になるということが必要かと思いました。それと推進体制の中で、事業者という言葉がありますが、これは産業団体と同じように考えてよろしいのかどうか。産業団体という言葉が最後に使っていた方がJAとか漁協のことを言っているということがわかるようにした方がいいのかなというように思いました。2番目ですが男女共同参画で一番大事なことは、老人介護の問題が大きなことだと。「家庭における男女共同参画」のなかで、「子育て・介護支援」と一緒になっておりますが、プランにおいてもそのようでしたが、「子育て」も大切に一つの大きな問題ですが、できれば別立てにしてもう少し老人介護という問題に焦点を当てたような、例えばNPOとか協同組合でやっておりますグループホームなどにもっと焦点を当ててほしい。3番目は細かいことですが1ページの「計画策定への取り組み」のところの下から3行目の家庭や地域とあるが職場が抜けている。

職場も入れた方がよろしいかと思いました。それから「共に」が前のプランでは「共に」であったはず。意味があるのかなと思いました。

【遠藤恵子会長】 いろいろ具体的にありがとうございました。部会で検討していただきたいと思います。

【喜多正行委員】 部会における骨子案作成に関して大きくは二つのことを申し上げ、盛り込まれたところですが、一つは自立であり、もう一つはNPOの問題です。この委員になってから、男女共同参画ということについて、知り合いとか理解があると思われるような方に話をすると半分くらいの方は興味がないという。また男女平等とどう違うのかとか、何でもフィフティフィフティなんですか、あるいは男女共同参画などなくても問題ないよとか様々な答えが返ってくる。何かが違うなと思っていました。私なりの結論としては、個人の自立から入って、そこから説明しないと一般の県民まで理解できないと思います。先ほど「自立した」ではなく、「自立する」という話が出ましたが正にそのとおりだと思います。特に男性が自立しようとしない、あるいは自立することが許されていないところでは、女性が自立云々と言ってもなかなか理解されない。ですからそういうところから入っていきなさいと思います。それからNPOの問題ですが、NPOと連携するだけではなくて、NPOを育て活用していく。どうしても行政だけで男女共同参画を推進しようとしても限界がある。やはり、男女共同参画を念頭に置きながら真剣に活動しているNPOや関連する団体の方の力を利用していけば何十倍何百倍の力になる。NPOとの連携はすべての項目に亘って意識する必要があります。行政はどちらかというとな男女共同参画運動のコーディネーター的な役割、あるいは要的な役割に特化し、それぞれ役割を担ってやった方が遥かに効果大きい。それから、NPOとの関連での問題で、男女共同参画は県民運動のレベルまで下ろしていかないと効果が出ないテーマですので、世界で男女共同参画がうまくいっている国、例えばニュージーランドなどに県民運動の形で勉強しに行くとかいうことも考えられますが、とりあえず具体的なこととしてNPO団体やそれらに関連するメンバーを集めれば何十名かになると思います。マスコミも巻き込んで、県民運動のような形に置き換えて海外研究会をやると話題提供にもなると思います。もうひとつは、優良事例集の作成についてですが、事業目的などいいことだと思いますが、イベントものとして作られたような感じでして、せっかく作られてもほとんど効果はないと思います。こういう優良事例集ですと表彰のためとか、あるいは単なる冊子を作るための事例集にしか過ぎないと思う。ここで職場における事例集が紹介されていても、どっかの事業所でこんなことをやっているなあと思う程度のもので、あまりにも事例が少ない。例えば県内の市町村から一つずつ出してもいいわけだし、それで50や100の事例集ができる。無名の事業所でいい事例が一杯あると思う。それをいろんな形で啓蒙することにより、意識改革に繋げることができると思います。

【遠藤恵子会長】 具体的なところは部会の中でお話していただけだと思います。

【小田中直樹委員】 フォローアップ、フィードバック、実効性というさっき申し上げたことです。細かい点をいくつか言いますと、これは部会にお任せしたいんですが、地域という言葉がありますが、私仙台に住んでますが町内会はあまり機能していませんし、地域を実感できない。そういう中で地域ということ謳う場合、果たして地域が男女共同参画の主体になり得るのかということをお考えいただきたい。特に「地域の子育て支援」とありますが、これは地域子育てセンターのようなものをお考えかなと思いましたが、それならば制度としてあるわけですが、例えば、ある地域でNPO的というかボランティア的に子供を預かるようなシステムをお考えならば、地域の再構築から始めなければならないので、なかなか難しいなと印象を持ちましたので、地域についてももう少し考えていただきたいと思います。二つ目は小林委員がおっしゃった公立高校の男女共学化についてですが、私は男子校出身で共学化大賛成ですが、難しいということを知って信じられない思いで一杯です。三番目は職場の問題なんですが、「子育て・介護支援」のところで「育児・介護休業制度の普及促進」は大変結構だと思うのですが、同時に「保育所の充実」とありまして、延長保育等々ありますが、逆に申しますと、育児中の就業スタイルの問題でもありまして、実際保育所に対して企業の参入が今認められているわけですが、ほとんど進んでいない。儲かってないわけですね。そういうことを考えますと、育児中の就業スタイルを多様化し、例えば10時から4時まで一時給与を7割、3年間するとかですね、就業スタイルの多様化の観点もここに入れていただければなという印象です。それから、同じく「男女雇用機会均等法の普及促進」とありますが、男女雇用機会が労働条件の下方切り下げによる平等化にならないようにしてほしい。これは一時間問題になりました夜間の女性の就労をどうするかということで認めることが平等ということになりましたが、私は逆に男も夜間働かないように、ドイツみたいに夜店を閉めるというような、こういうところにおいて条件を上方に上げて均等になるように、念頭において議論を作っていただきたいなと存じました。それから3ページの「農林水産業・商工自営業における男女共同参画」ですが、「経営への女性の参加促進」ですが、自営業に女性が参加しているのは当たり前なので、意思決定への参加だと思いますのでと文言を変えていただきたい。家族経営協定については、感想ですがなかなか難しいですね。これはフランスで進んでいるといわれていまして、以前厚生省の依頼でフランスに実地調査に行きましたが実際には進んでないという気がいたします。これは感想ですが。「いきいきワーキング推進事業」ですが、私も優良事例集を作ってもしょうがないなと思いました。念頭にありますのは、障害者の場合、各事業所ごとに0.5%ですか、何パーセントか雇用が義務づけられておりまして、それ以下の場合ペナルティを課せるわけですね。一部の市町村ではその基準を達成した企業に優先的に公共事業を発注先としてきた。かなりきついことをやってるわけですね。ここでは雇用機会を均等にするのは実行力があることをしなければならぬという気がしました。それから、できれば部

会でどういう意見が出たかをメモ程度で結構なのですが、他の委員にお話しただけならば、本会議閉会中の意見の交換も可能かと思えます。

【遠藤恵子会長】 部会の簡単なまとめを他の委員に回すことはできますか。ではよろしくをお願いします。

【大友玲子委員】 部会の中の一人です。5つ感じたことをお話しします。一つは男性の養護教諭というのは。保育士は今も出ていますが、身近にいながら全く考えたことがありませんでした。なるほどなと思いました。養護教諭は各学校に一人ずつ制度化されていますが、中学校の思春期を迎える子供達には心のケアとかカウンセリングは配置されていますけれども、心に繋がる性的なことについては二人体制がとれるところについては、男性の養護教諭が本当に必要だと思いました。実現できればと思いました。二つ目ですが、人権教育のことで、女性のことばかり捕われておりますが、養護教諭の門戸が閉ざされていることからして、この会の原点に戻らなければならないと感じました。三つ目は意識化はいいだろう、もう形だというのではなく、啓蒙についてはずうっと続けていかなければならないと再度感じました。それから四つ目ですけど、マスメディアの怖さと強力性を常に感じています。学校の中でも父兄や教職員の中でも父兄という言葉が未だに飛び交っています。それは意識化を続けていかなければならないことと、それからマスコミの中でそういう言葉が飛び交っているので、マスコミを大いに活用できればなあというふうに思います。それから、最後から二つ目ですが、8年間は長いなと率直に感じました。男女共同というのは波があったと思えます。こういう不景気の時には女性に対して冷たいと感じます。それから、個人的なことですが学校教育の必要性をすごく感じています。小さい頃から当たり前と思うと当たり前でできると思うので責任を感じています。また家庭の中では夫はあまり変えられませんでしたけど、息子からということをやっているつもりです。

【大塚真実委員】 資料2の方に「女性の地位向上と社会参画促進」のための「女性人材育成」という部分があるのですが、例えば、いろいろな委員への女性を登用するための女性の勉強の場がありましたけれども、この会のおとしの会議の時に言ったことですが、男女平等とか男女共同とかの中で男性委員がすごく少ないという現実があって、女性が意識の部分、社会的の自立を促進するための教育も必要ですけども、男性側がそれを受け入れるための教育の場が必要でそれを並行してやらないと社会の仕組みとしてうまく成り立たないと思えます。教育の部分突き詰めると子供の頃からの教育が重要だと思えます。「家庭における男女共同参画」のところ男性の家事教室のことが書いてありますが、今の学校教育はわかりませんが、私の時は中学校、高校の家庭科の授業で女性は裁縫とか料理の授業をして男性が技術でしたが、今は一緒ということですが、そういう部分で教育の部分から大事なので、そういう仕組みを作っていかなければならない。それを指導する

側の先生達というか社会人というか大人の教育も必要で、阻害要因を取り除くこと、実践可能な体制づくりが非常に重要で、さきほど主婦の問題、130万円の控除が認められなくなる現実があるけれども、税金払うのがいやだという主婦が圧倒的に多いのですが、方や男女平等でというか対等でという女性も多いものですから、そういう面での教育も必要かと思います。

【遠藤恵子会長】 最後、副会長にまとめていただきたいと思います。

【長谷川公一副会長】 まとめは難しいと思いますが、一番大事なところは今日の6つの柱で良いのかということですね。小林委員からもありましたが、6つの柱がこうなっていることのメリット・デメリットがありまして、大塚委員もおっしゃっていましたが、こうなっているとわかりやすいということがあります。学校、職場、地域というのはわかりやすいというのが最大のメリットですが、小林委員がおっしゃったように、家庭も学校も閉ざされているわけではない。地域の中にあるいは社会の中に開かれた家庭とか、ある意味ではどこまで家庭と言えるのかどうか、そういうような新しい関係も生まれつつあるとかですね。その辺でこういうふうに、割合ハードに領域別に括ってはいけるけれども、その視点は柔軟に見ているんだということで、「家庭の中の男女共同参画」という時にも、社会の中の家庭のことを前提に言っているなどなかなか表現が難しんですが、あくまでそれは視点と言いますか、そういう形で家庭に焦点を当てて論じているが、社会の中の家庭というのを十分意識しているんだよとそういうトーンで記述すれば、クリアできるのかなと思っております。それから阻害要因を冷徹にクールに分析する必要があるというのは、小田中委員が強調されたとおりでありますが、その中で国のレベルの制度、県のレベルの制度、市町村レベルの制度がそれぞれ細かく峻別する必要はあるのですが、おそらく岩出山町長の佐藤委員がおっしゃったことと関わるのですが、何が阻害要因なのか、それから制度として何ができて何ができないということは、必ずしも一義的に規定されているわけではなく、かつ地方分権などの流れに代表されるように、従来は国の行政指導とか中央省庁の解釈でもって地方は出来なかったようなことが、地方の裁量でできるとか、そういう意味で、県とか市町村の裁量で段々できることが増えつつあるというのが世の中の大きな流れでしょうし、逆に言うとグリーゼン的な部分をいわば行政側が解釈してきたというところが、日本社会の大きな問題で、そういう意味ではグリーゼン的なものを世論とかこういう審議会などで、その部分は実はできるのではないかと、やってみましょうとか、グリーゼンを男女共同参画という方向で押していくというのが審議会の役割かなと思っております。大事な点はその2点かなと。それから全体として8年かかるということなのですが、進行管理も大事でして、前回のプランの時にも、3年間審議会の前身に当たる委員会でもやっておりましたが、数値目標は比較的やりやすいが、県民・職員の意識とかそういう質的な問題はなかなか進行管理が難しい。それから障害者の問題などは、ある意味では強制力、一定程度

障害者を登用するとなじむのでしょうか、男女共同参画について例えば何割女性を管理職に登用していないところに対して強制力をかけるということが、社会的に果たしてなじむのか。固有名詞を良くないのですが、シンガポールのような社会だとできるかもしれません。民主主義や自由という問題とどの程度共生できるか、それから人権との関わりだとか大変微妙な問題もあろうかと思います。いずれにしても、どこまでハードにやれるかということも含めた阻害要因、そして阻害要因を少しでも前進させることができるかというあたりを吟味していく必要があると思います。

【遠藤恵子会長】 今日は大変ありがとうございました。部会の方でさらに検討を進めたいと思います。